

平成27年度第1回三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会議事概要

開催日時 平成27年8月11日(火) 13:30~14:34
開催場所 三重地方自治労働文化センター 4階 大会議室
出席者等 〔委員〕 早川委員(会長)、海野委員、森下委員、門野委員、竹鼻委員、中村委員
大杉委員、渡邊委員、志田委員、真柄委員、河内委員、谷川原委員
中桐委員、豊島委員、中尾委員
(欠席委員) 湯浅委員
〔広域連合〕 田邊事務局長、浦出会計管理者、佐脇参事兼総務企画課長
山本事業課長、松宮事業課主幹、松田事業課主幹
大石総務企画課主幹、加藤総務企画課主幹、馬淵総務企画課主査

- 委嘱状交付式
- 広域連合長あいさつ
- 委員紹介
- 会長の指名
- 会長あいさつ

〔 議 事 要 旨 〕

【協議事項】

保健事業実施計画(データヘルス計画)について

早川会長

保健事業実施計画(データヘルス計画)について、事務局に説明を求めます。

事務局

資料1により、(山本事業課長)説明。

早川会長

ただいま、事務局から説明のありました保健事業実施計画(データヘルス計画)について、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

中村委員

受診行動適正化指導事業についてですが、これはフリーアクセスを阻害することになりませんか。また、指導は誰がされるのですか。不完全な記載しかないと思います。それから、データヘルス計画は三重県後期高齢者医療広域連合が作ったのですか。ジェネリック医薬品の差額通知ですが、ジェネリック医薬品とはどのような定義をされていますか。全ての委員の方々が共通の認識でジェネリックを捉えているのですか。ジェネリックと言っても色々あります。ジェネリックをどのような規定でお考えですか。

事務局

4つ御質問をいただきましたが、フリーアクセスを阻害するかということですが、これは相談をさせていただきただけですので、特に医者に行ってはいけないというものではございません。フリーアクセスを阻害しないよう指導させていただきます。

誰がこの計画書を作成したかということですが、外部の業者に委託して作成していますが、広域連合の実際のデータを提供し、各市町の課長の集まる会議で協議をして、広域連合を構成する市町全体で作成したということです。

誰が指導をするかということですが、各市町では負担が大きくなりますので、広域連合で業者に委託し、業者所属の保健師や看護師により指導をさせていただき予定です。

ジェネリックの定義ですが、今日は定義したものを持ち合わせていませんが、ジェネリックにつきましては、先発医薬品と成分や効能が同等であると国が認めている医薬品であると理解しております。

中村委員

共通の認識を全員が持っているかということです。ジェネリックは成分は同じでも添加剤とか、安定剤によって違うわけですから、そこで問題を起こしていることもあるわけです。ABCという3段階のジェネリックのどれを使うかということです。それから、業者に委託してデータヘルス計画を作成しているということだが、三重県の地域性は何も反映されていないのですか。指導は業者がするということが、誰がそれを担保するのですか。

事務局

データヘルス計画を作成するにあたりましては、作成の直近6ヶ月間のレセプトデータ約300万件を委託業者が分析しまして、その結果により、当地域に必要な事業として7事業を示しています。業者主導ということではなく、実際のレセプトデータに基づいていますので、御理解をいただきたいと思えます。

中村委員

データは多いかもしれませんが、北勢地域と南勢地域とで同じやり方で行うのかということです。人口構成も違うし、高齢化率も違う、アクセスも違う、それを同じ土俵で行うのかということです。それはおかしくないですか。三重県は南北に長いわけですから、それを同じデータで行うということですか。業者委託で行うということですが、均一な話ではないということです。三重県の土地柄が出ないのですかということです。

志田委員

委託した業者の保健師さんが、現実問題として各地域にもいろんな問題がありますが、先ほど中村委員も言われたように、北から南まで状況が違う中で、本当に受診行動の適正化指導ができるかどうか。適正かどうか。逆にそういうことをすることによって、阻害というか、受診抑制になったり、変なことにならないかという懸念があるように私は思います。

それから、ジェネリックというものを皆さんよくご存じかと思うのですが、渡邊委員もおみえになりますので、差し出がましいことは申しませんが、いろいろ問題になっておりますし、話題になっているところです。全部包括してジェネリックと言ってしまうと、委員の皆さんもそれぞれ考え方があ

ると思いますので、協議会として、まずジェネリック医薬品の定義をしていただいて、議論に入っているとは思いますが、いかがでしょうか。

森下委員

先ほど任期が平成29年7月31日までの委嘱状を頂いたわけですが、データヘルズ計画は3ヶ年計画ですので、中間報告をどこかの時点で頂けるのですか。進行状況の報告についての考え方がありましたらお聞かせください。

事務局

中間報告につきましては、年に1回、必要の都度させていただきたいと考えています。

早川会長

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

何名かの委員から御意見等が出ておりますので、事業を推進して行くうえで、色々活かしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【報告事項】

(1) 三重県後期高齢者医療制度 保険事業の現況について

早川会長

報告事項(1) 三重県後期高齢者医療制度 保険事業の現況について、事務局に説明を求めます。

事務局

資料2により、(山本事業課長)説明。

早川会長

ただいま、事務局から説明のありました三重県後期高齢者医療制度 保険事業の現況について、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

中尾委員

本県の後期高齢者の一人当たりの医療費について、今のデータは分かりませんが、全国的にも低いと思っておりますが、平成27年度についてもその傾向が続いているのか、速報的でも分かるのであれば、教えていただければと思います。

事務局

今、詳しい数字を持ち合わせていませんので申し訳ないのですが、増えつつあるのは事実でございます。

中尾委員

増えつつあっても、全国と比較しても結構下の方であったと思いますが、例えば順位的にも同様の

傾向であるということで御理解させていただいてよろしいでしょうか。

事務局

はい。

早川会長

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの御意見を事業に活かしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(2) 平成27年度の保健事業の取組みについて

早川会長

次に、報告事項(2)平成27年度の保健事業の取組みについて、事務局に説明を求めます。

事務局

資料3により、(山本事業課長)説明。

早川会長

事務局から説明のありました平成27年度の保健事業の取組みについて、御意見、御質問等がございましたら、御発言をお願いします。

早川会長

モデル事業は、歯科口腔に関するモデル事業となっておりますので、大杉委員、何か御意見がありましたらよろしく願いいたします。

大杉委員

前年度から後期高齢者の歯科健診を75歳、80歳の方を対象に実施させていただきまして、受診率は15%くらいです。医科健康診査は38%くらいで、前回の説明の中では全国的に3位くらいの高い受診率です。対しまして後期高齢者の一人当たりの医療費は全国平均が大体91万円くらいで、三重県は81万円くらいだと思いますので、10万円くらい差があります。これは健診事業が三重県においては活発に行われているということだと思います。

今回、歯科口腔事業に関するモデル事業の中で、本来であれば来院型の方々が次は施設ということになろうかと思うのですが、今回モデル事業の中で在宅の要介護3の方々に対して、誤嚥性肺炎等口腔内の関係を整えていただくことを御理解いただくということで、事業を実施させていただきたいということです。名張市に手を上げていただきましたが、おおむね、訪問し健診をしてケアもしますので、2人1組で行って1時間くらいは楽にかかると思います。モデル事業として名張市をはじめ、全県下で実施できれば良いと考えていますが、ただマンパワーが必要となります。三重県歯科医師会も全県をあげまして御協力させていただきたいと思っております。

また、津市に関するモデル事業につきましても、立ち寄り方の相談ということで、今年度事業を実

施させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

早川会長

それでは、ただいまの意見を参考にして事業を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) 保険料の改定について

早川会長

続きまして、報告事項(3) 保険料の改定について、事務局に説明を求めます。

事務局

資料4により、(松宮事業課主幹)説明。

中桐委員

町の保険者代表ということで、この会議に出席していますが、平成28年度、29年度の保険料の値上げは、どのくらいを考えていますか。それとも、現状維持でしょうか。お年寄の方は、年金受給者がほとんどですので、町といたしましても、なるべくなら抑えていただきたいということをお願いしたいと思います。

事務局

保険料改定作業はこれから進めて行く予定ですが、試算に必要な被保険者数や医療費の増加率、高齢者の所得状況など、いろいろな情報を集めまして、これから試算をして行く予定です。

詳しい保険料額はまだお示しできませんが、高齢者の方々に御負担をかけないように、収支のバランスを考えながら精査を重ね、なるべく御負担がかからないように保険料の改定を進めさせていただきます。

谷川原委員

第1回保険料率の試算を厚労省に報告してから運営協議会で報告するという話がありましたが、それが第2回の運営協議会になるのですか。何月頃に開催するのか予定を教えてください。

事務局

定例的には広域連合議会前に開催を予定しておりまして、11月議会前の10月下旬頃を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。その次は2月の議会前に開催させていただきたいと考えております。

この協議会を開催させていただく都度、試算結果をお示しし、御意見などを頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

谷川原委員

何月頃に開催するという予定はありますか。

事務局

先程説明させていただいたのは、11月の議会定例会前の10月下旬頃と2月の議会定例会前の1月下旬頃、これは必ずお願いしたいと思います。今回は保険料改定の算定年にあたりますので、御説明させていただきましたように、平成28年と29年の保険料率を決定して行きますので、ある程度まとまった段階で御報告をさせていただくため、開催の御通知をさせていただくこととなります。少なくともあと1回、2回は増やさせていただく予定です。開催月については未定ということで御了解を頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、多少戻りますが、中村委員、志田委員から御心配を頂いておりますジェネリックを含めました保健事業につきましては、今から実施して行く部分について各市町とも協議をさせていただいて、具体的に進めてまいります。そういった中で当然、プラン(Plan)、ドゥー(Do)、チェック(Check)、アクション(Action)がありますので、御意見を頂きながら、地域特性に合致しているかどうかといったことも踏まえた御意見を頂きながら、各市町へもお返しをさせていただき、進めてまいりたいと思いますので、その部分も合わせて御意見を頂く機会を頂ければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

早川会長

それでは、ただいまの意見を参考にして事業を進めて行っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

【その他】

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画について

早川会長

続きまして、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画について、事務局の説明をお願いします。

事務局

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画について、今後の方向性をお話させていただきます。

広域連合では地方自治法に基づき、後期高齢者医療制度に関しまして、広域連合と関係市町とともに協力的かつ計画的に事務処理を行うため、必要な事項を広域計画として定めており、発足以来5年刻みで計画を策定してきております。現在は、計画期間として、平成24年4月から平成29年3月までとなる2期の計画となります。

この間、制度の廃止論議もあるなかで運営してきたわけですが、制度の継続は決まったものの、先程の広域連合長の御挨拶で申し上げましたとおり、平成30年度から、国民健康保険の運営主体が市町村から県に移行されることが決定しており、後期高齢者医療制度についても、必要に応じ見直しに向けた検討を行う予定であるとのことでした。

このような状況も踏まえ、具体的には次年度以降、委員の皆様にも運営協議会におきまして順次御意見を頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

早川会長

ただいまの事務局の報告に対し、何か御質問等があればお願いします。

(質疑等なし)

早川会長

その他のところで、何かありましたら、いかがでしょうか。

志田委員

データヘルス計画の実施の事業の中にある受診行動適正化指導事業の重複服薬であるとか頻回受診、薬剤併用禁忌防止事業などの実施について、市町が直接指導を行うのはたいへんだから、広域連合から業者委託をされると言われましたが、以前の議論の中で、保健師さんを順次活用しながら実施して行かないと、こういう事業は成り立たないという話になっていたと思います。全県下一斉に業者委託して良いのかを検討したほうがいいのではないかと思います。

事務局

いわゆる指導の関係で業者ということを申しましたが、昨年御議論、御意見を頂いた中で、各市町、広域連合も含めてですが、マンパワー不足という部分がございます。そういう流れの中で当然御心配していただきますように、業者にまる投げで実施するのでは無いということだけは御理解いただきたいと思います。とりあえず、実施するという部分の中で、そういうことができる業者がいるかの模索をさせていただいております。ただ、市町の協力無くして、これはできるわけではございません。一斉に29市町を対象に全部行くというような委託を考えているわけではございませんので、実施する中で、当然対象という候補が出てまいります。この部分について市町と一緒にどこまでできるのかという議論を展開させていただく中で、逆に、三師会の各先生の皆様の御意見を頂きながら、地域特性に合ったかたちで、業者の委託も使いながら進めさせていただく方向で、御意見を頂きながら取組みを進めていきたいと考えております。当然これは3ヶ年計画というかたちになっておりますが、今年度、とりあえずモデル的に取組みを進めるに当たって、今年度の部分もプラン(Plan)、ドゥー(Do)、チェック(Check)、アクション(Action)をしますので、この部分を修正するとか、こういうやり方に変更せよとか、こういう御意見を踏まえながら、来年度以降の展開をさせていただきたいと考えておりますので御理解のほどお願い申し上げます。

中村委員

そうすると、モデル事業で実施するということですか。

事務局

語弊があり申し訳ございません。モデルと言いますのは各市町の中でピックアップしてということではなくて、候補の中で、こういう方法で一度やってみたいというかたちで実施するということで、例えば対象者が、1万人、2万人いたとしましょう。この1万人、2万人を全て実施するわけではなく、市町と一度やってみよう。広めて行く方法ができないか。対象者を全て実施する。実施結果がこうだ。見直すのだ。こういう意味ではございません。今から御意見を頂く中でどの程度の規模でやれるかということを考えていただければと思います。

中村委員

後期高齢者医療の保険料は、平等に支払われているわけですから、モデル事業だとしても平等に受けられるべきでは無いのかなと思います。それと、国保の事業と連動性がないといけないのではないかと思います。後期高齢者だけが実施するという問題ではないと思います。そうなると、市町が実施しないとどうしようもなくなってくるのではないのでしょうか。これは非常に大事なことで、後期高齢者になってから実施するのか、国保の段階から実施して行くということが、連続性の担保ということで非常に重要なことであると思います。

事務局

このデータヘルス計画については、広域連合が策定していますが、市町でもデータヘルス計画を策定しています。当然、同じような課題を抱えている部分、あるいは、もっと取り組んで行きたいという部分があるかと思います。言われますように75歳以上の後期高齢者だけを対象にするような事業ではございません。前期高齢者の方もいますし、生涯にわたっていわゆる広域医療介護の問題もございしますので、皆さんの御知恵を頂きながら、御支援を頂きながら、市町と一緒に全ての被保険者の方、住民の皆さんの健康維持のため、保健事業に取り組んでまいりたいと考えております。

志田委員

御説明いただいたので大体私は理解したのですが、引っかかってくるのは受診行動の適正化のところです。我々現場の医師は本当に適正に受診していただきたいと思いますが、例えば認知症の問題であるとか、色々その指導という言葉が引っかけます。本当に指導ができるのかということところです。ただ、先程、御説明があったようにPDCAサイクルで1回実施してみて、この場でまた協議をするということで理解させていただきますが、実際には適正化指導事業というのは難しいと思いますので、やはり、現場としては違和感が少しあるということだけ私は考えております。

中尾委員

データヘルス計画で1点補足させていただきます。国保も一緒にという意見がありましたが、国保連合会にデータヘルス計画の評価委員会がありまして、私もその委員になっていますが、後期高齢者医療、国保の計画の評価をしたり、29市町全てではありませんが、それぞれの国保保険者としてのデータヘルス計画についても、持ち寄っていただいて、双方で評価するという場もありますので、国保と後期高齢者医療が連動している場が国保連合会にはありますということだけ報告させていただきます。その中で同じように委託ということに関しましては、29市町の国保の保険者でも委託をしている場合もあり、その委託が有効なものについては議論が出ておりまして、ただ、全国的にデータヘルス計画は津々浦々でされておりますので、私自身も知識がないのでよく分からないのですが、実績を上げている委託事業もあると聞いておりますので、その評価も今後注視して行かなければならないと思いますが、私自身も国保で委託をしているということに対して懐疑的な意見を述べさせていただいたこともあるのですが、そういう中でも全国的には成果を上げている委託事業もあるように聞いておりますので、御報告させていただきます。

早川会長

その他、ほかに何かございますか。

無いようですので、これもちまして、第1回三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。